



事務連絡
平成30年7月27日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

介護保険施設と併設する病院における医師等の員数の算定について

病院や介護保険施設における医師及び薬剤師（以下「医師等」という。）の員数の算定については、「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」（平成30年3月27日付医政発第31号・老発第6号厚生労働省医政局長・老健局長連名通知。以下「平成30年連名通知」という。）により、取り扱っているところである。

今般、病院と介護保険施設を併設した場合における病院の医師等が併設する介護保険施設で勤務する際の医師等の員数の算定については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれては、御了知の上、管下の医療機関に周知をお願いしたい。

記

1 介護保険施設の範囲について

本通知における介護保険施設とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設のうち、常勤換算方法で、一定数の医師等の配置が求められている介護医療院および介護老人保健施設とすること。

2 介護保険施設と併設する病院における医師等の員数の算定について

病院の医師等が介護保険施設の医師等を兼務する場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、平成30年連名通知の4（3）に記載しているとおり、その医師等の員数の算定に当たっては、それぞれの施設における勤務実態に応じて按分することが原則であり、病院の医師等が併設する介護保険施設で勤務する時間については、病院で勤務する時間として取り扱わないものである。

しかしながら、病院が既存の病院の建物をそのまま活用してその病床の一部を当該病院に新たに併設する介護保険施設に転換させ、かつ、転換後の病院

の病床数及び新たに併設する介護保険施設の入所定員（病院から転換した病床（以下「転換病床」という。）を活用するものに限る。）の合計が転換前の病院の病床数以下である場合には、実態として、転換後の施設（病院と介護保険施設を併せた全体をいう。以下同じ。）全体の医療提供の内容は、転換前の病院の医療提供の内容を超えないと考えられる。

そのため、適切な医療を提供する観点から、それぞれの施設が全体で一体性を確保していると認められる場合であって、次のすべての要件を満たす場合には、転換後の病院における医師配置標準数は必要数が確保されているものとして取り扱うこととする。（薬剤師においても上記取扱いを準用すること。）

- ①転換前の病院において、医師配置標準数が満たされていること。
- ②新たに併設される介護保険施設は当該病院の建物を活用し、かつ、転換病床を活用して開設される介護保険施設であること。
- ③当該介護保険施設の入所定員は転換病床数以下であること。
- ④転換後の病院の病床数及び転換病床を活用して新たに併設される介護保険施設の入所定員の合計が転換前の病院の病床数以下であること。
- ⑤転換後の病院における医師配置標準数と転換後の介護保険施設における医師必要数の合計が、転換前の病院における医師配置標準数を上回ること。
- ⑥転換後の病院における医師の員数と転換後の介護保険施設における医師の員数の合計が、転換前の病院における医師配置標準数以上であること。

また、当該転換後の病院について、再度、既存の病院の建物をそのまま活用してその病床の一部を当該病院に新たに併設する介護保険施設に転換させ、かつ、再転換後の病院の病床数及び新たに併設する介護保険施設の入所定員（転換病床を活用するものに限る。）の合計が再転換前の病院の病床数以下である場合は、上記と同様の取扱いとすること。

3 留意点

上記の取扱いは、転換後の病院において病院の医師配置標準数の最低数である3名（医療法施行規則第49条の経過措置の適用を受ける病院については2名）を下回らないように求められる場合に生じる支障事例に対処するために整理しているものであることに留意されたい。（薬剤師においても同様の観点から留意すること。）

<参考>

○ 医療法施行規則（抄）

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師及び歯

科医師の員数の標準は、次のとおりとする。

一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科の外来患者を除く。）の数を二・五（精神科、耳鼻咽喉科又は眼科については、五）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数

二 略

2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

3～5 略

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号（第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十二条第一項及び平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。